

**空飛ぶクルマ理解促進事業・体験イベント等実施委託業務**  
**「公募型プロポーザル方式」企画提案募集要項**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和5年7月14日

1 業務の目的

「空飛ぶクルマ」は、電動で垂直離着陸する次世代モビリティであり、空の移動をより身近にする未来の移動サービスとして、国内外の様々な地域において社会実装に向けた検討が進められている。日本においては、2025年の大阪・関西万博での実用化を目指して検討が進められているが、地方においても、過疎地域の交通や救急医療、災害救助等の地域課題の解決や、観光・レジャーなどの新たなビジネスの創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

については、「空飛ぶクルマ」の県民の理解を促進するとともに、県内事業者が幅広いビジネスチャンスにいち早く取り組むことができるよう、「空飛ぶクルマ」などエアモビリティを身近に体験できるイベントを実施し、併せてビジネス参入に向けたセミナーを開催するものである。

2 業務の内容

(1) 名称

空飛ぶクルマ理解促進事業・体験イベント等実施委託業務

(2) 委託内容

別紙「空飛ぶクルマ理解促進事業・体験イベント等実施委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託料

予算上限額 金7,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

### 3 企画提案に係るスケジュール

実施内容	実施日時
企画提案募集開始	令和5年7月14日（金）
企画提案応募資格確認申請書等の提出期限	令和5年7月26日（水）午後5時まで
質問票の提出期限	令和5年7月26日（水）午後5時まで
企画書の提出期限	令和5年8月10日（木）午後5時まで
（第1次）書類審査	令和5年8月10日（木）から8月16日（水）まで
書類審査結果通知	令和5年8月16日（水）
（第2次）プレゼンテーション審査	令和5年8月24日（木）（予定）
審査結果通知	令和5年8月25日（金）（予定）

### 4 企画提案の参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- (5) 平成30年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務の実績を有していること。

### 5 企画提案の参加手続き

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

#### (1) 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3）

#### (2) 提出期限

令和5年7月26日（水）午後5時まで

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(3) 提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

(4) 提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

6 企画提案に係る質問

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問票（様式4）

(2) 提出期限

令和5年7月26日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

提出は電子メールによる。なお、件名に「空飛ぶクルマ体験イベント実施業務プロポーザル質問」を最初に記すこと。

(4) 提出方法及び提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加表明者全員に対して原則として電子メールで行う。その際、質問者名の記載はしない。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 企画書の提出、審査

(1) 第1次審査：書類審査

① 提出書類

次のア～ウまでの書類を1セットとして、これを企画書と呼び、次により提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）

- ・企画提案書は、原則としてA4判両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3判折込可）とする。
- ・文字の大きさは、日本語表記で11ポイント以上とする。

- ・企画提案書は仕様書及び別紙「審査基準」の内容を踏まえ作成すること。
- ・企画提案書には、次の項目を記載すること。
  - 会社規模や過去3年の財務状況
  - プロジェクトチームの編成、人員、協力会社等の推進体制
  - 業務実施スケジュール
  - 類似事業の実績とノウハウの活用方法
  - 全体の企画コンセプト
  - 体験イベント内容（企画内容、人員体制、効果検証の手法等）
  - セミナー内容（企画内容、人員体制、効果検証の手法等）
  - 広報内容
  - 見積額
- イ 法人の概要書（任意様式）
  - ・定款、パンフレット等でも可とする。
- ウ 見積書（任意様式）
  - ・仕様書の内容に沿って作成すること。
  - ・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
  - ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。
- ② 提案数  
1 参加者につき 1 件とする。
- ③ 提出部数  
1 2 部（正本 1 部、副本 1 1 部）
- ④ 提出期限  
令和 5 年 8 月 1 0 日（木）午後 5 時まで  
受付は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ⑤ 提出先  
「1 1 問い合わせ先」に提出すること。
- ⑥ 提出方法  
持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。
- ⑦ 結果の通知  
令和 5 年 8 月 1 6 日（水）に、企画書の提出があった者全員に選考結果をメール及び書面で通知する。  
※参加者が 5 者を超えない場合は、第 1 次審査は実施しない。
- ⑧ その他  
提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

(2) 第2次審査：企画提案のプレゼンテーション審査

第1次審査の通過者を対象に、企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

① 実施日時・場所

日時：令和5年8月24日（木）予定

場所：山梨県庁（山梨県甲府市丸の内1-6-1）

※詳細な時間及び場所は個別に通知する。

② プレゼンテーション時間

1者30分（企画提案説明15分、質疑10分、準備・入退室5分）

③ その他

- ・プレゼンテーションでは、提出した企画書に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認めない。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意する。
- ・新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、書類審査のみ又はオンラインでのプレゼンテーションとする場合がある。

④ 結果の通知

令和5年8月25日（金）（予定）に、プレゼンテーションを行った者全員にメール及び書面で通知する。

8 審査について

(1) 選考方法

第1次審査及び第2次審査において、別紙「審査基準」に基づき総合的に審査し、第1位の者を契約締結候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- ② 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

9 契約

(1) 契約の方法

第2次審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の

金額を、契約日に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

10 その他

(1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。

(2) 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 参加表明後に企画書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

11 問い合わせ先

知事政策局 リニア未来創造・推進グループ ビジョン・未来創造推進担当

所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館5階

電話 055-223-1363（直通）（担当：宮川、高村）

メールアドレス linear-ms@pref.yamanashi.lg.jp